

別記

第1号様式（第2条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	拾得物件情報ファイル	
行政機関等の名称	鹿児島県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	警務部会計課，鹿児島中央警察署，鹿児島西警察署，鹿児島南警察署，指宿警察署，南九州警察署，枕崎警察署，南さつま警察署，日置警察署，いちき串木野警察署，薩摩川内警察署，さつま警察署，阿久根警察署，出水警察署，伊佐湧水警察署，始良警察署，霧島警察署，曾於警察署，志布志警察署，肝付警察署，鹿屋警察署，錦江警察署，種子島警察署，屋久島警察署，奄美警察署，瀬戸内警察署，徳之島警察署，沖永良部警察署	
個人情報ファイルの利用目的	遺失物法（平成18年法律第73号）に関する事務の適正な執行を確保するために利用する。	
記録項目	1 受理警察署，2 受理年度，3 受理番号，4 拾得日時，5 受理日，6 受理交番，7 拾得場所，8 拾得者氏名・カナ，9 届出施設名，10 届出施設占有者名・住所・電話番号，11 保管場所名称・電話番号，12 権利区分，13 物件（現金額・物品点数・特徴），14 払出区分，15 払出年月日，16 払出金額・点数，17 売却金額，18 遺失届有無区分，19 遺失届受理警察署，20 遺失届年度，21 遺失届受理番号	
記録範囲	拾得物件の拾得者（施設占有者を含む） 払出先となる者（遺失者を含む）	
記録情報の収集方法	拾得者（施設占有者を含む）からの提出 遺失者への返還，払出手続	
要配慮個人情報が含まれるときは，その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	警視庁及び道府県警察本部	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称） 鹿児島県警察本部警務部総務課	
	（所在地） 〒890-8566 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名称） 鹿児島県警察本部警務部総務課	
	（所在地） 〒890-8566 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10-1	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する 提 案 を す る こ と が で き る 期 間	—
備 考	—

別記

第1号様式(第2条関係)

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	遺失届情報ファイル	
行政機関等の名称	鹿児島県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	警務部会計課, 鹿児島中央警察署, 鹿児島西警察署, 鹿児島南警察署, 指宿警察署, 南九州警察署, 枕崎警察署, 南さつま警察署, 日置警察署, いちき串木野警察署, 薩摩川内警察署, さつま警察署, 阿久根警察署, 出水警察署, 伊佐湧水警察署, 始良警察署, 霧島警察署, 曾於警察署, 志布志警察署, 肝付警察署, 鹿屋警察署, 錦江警察署, 種子島警察署, 屋久島警察署, 奄美警察署, 瀬戸内警察署, 徳之島警察署, 沖永良部警察署	
個人情報ファイルの利用目的	遺失物法(平成18年法律第73号)に関する事務の適正な執行を確保するために利用する。	
記録項目	1 受理警察署, 2 受理年度, 3 受理番号, 4 遺失日時, 5 受理日, 6 受理交番, 7 遺失場所, 8 遺失者氏名・カナ・住所・電話番号, 9 物件(遺失金額・物品点数・特徴), 10 処理結果, 11 処理年月日, 12 完了拾得受理警察署, 13 完了拾得年度, 14 完了拾得受理番号	
記録範囲	遺失者(届出者)	
記録情報の収集方法	遺失者(届出者)からの提出	
要配慮個人情報が含まれるときは, その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	警視庁及び道府県警察本部	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 鹿児島県警察本部警務部総務課	
	(所在地) 〒890-8566 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称) 鹿児島県警察本部警務部総務課	
	(所在地) 〒890-8566 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10-1	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する	-	

提案をすることができる期間	
備	考 一

別記

第1号様式（第2条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	一時預り情報ファイル	
行政機関等の名称	鹿児島県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	警務部会計課, 鹿児島中央警察署, 鹿児島西警察署, 鹿児島南警察署, 指宿警察署, 南九州警察署, 枕崎警察署, 南さつま警察署, 日置警察署, いちき串木野警察署, 薩摩川内警察署, さつま警察署, 阿久根警察署, 出水警察署, 伊佐湧水警察署, 始良警察署, 霧島警察署, 曾於警察署, 志布志警察署, 肝付警察署, 鹿屋警察署, 錦江警察署, 種子島警察署, 屋久島警察署, 奄美警察署, 瀬戸内警察署, 徳之島警察署, 沖永良部警察署	
個人情報ファイルの利用目的	動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第35条第3項に規定する所有者の判明しない犬又は猫の引取り, 法36条第1項に規定する負傷動物等の発見者の通報措置に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。	
記録項目	1 受付警察署, 2 受付日時, 3 受付施設, 4 発見日時, 5 発見場所, 6 物件（動物の種類, 特徴）, 7 引渡し先, 8 引渡し日時	
記録範囲	引渡し先となる者（遺失者を含む）	
記録情報の収集方法	発見者（届出者）からの提出 遺失者への返還, 引渡し手続	
要配慮個人情報が含まれるときは, その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	警視庁及び道府県警察本部	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 鹿児島県警察本部警務部総務課	
	(所在地) 〒890-8566 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称) 鹿児島県警察本部警務部総務課	
	(所在地) 〒890-8566 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10-1	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	

備

考 | 一